

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十一項第一号中「木工芸術スクール又は国際たくみアカデミー」を「国際たくみアカデミー、木工芸術スクール又は障がい者職業能力開発校」に改め、「職業訓練指導員である」を削る。

第二十三条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十条第十一項第一号の改正規定 公布の日

二 第二条、第四条及び第六条の規定 令和三年四月一日

2 第一条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十条第十一項第一号の規定は、令和二年六月一日から適用する。

提 案 説 明

岐阜県人事委員会の令和二年十一月十一日付けの給与についての勧告に鑑み、職員の期末手当の支給割合を改定する等のため、この条例を定めようとする。